

土地・建物をお持ちの方へ

譲渡のお尋ね・家屋滅失届をお忘れなく

●土地・建物を譲渡または交換した方へ…確定申告の前に「譲渡のお尋ね」を！

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、市の確定申告会場で申告受付できません。

確定申告の期間中は申告会場が大変混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、2月から行われる市の「確定申告会場」で受付することができません。

なお、税務署に直接申告される方や税理士などに依頼される方のお越しは不要です。

※内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。

■日時 12月6日（木）・7日（金） 午前の部 9時～12時 午後の部 13時～16時

■場所 市役所1階 防災会議室

■対象者 土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

※市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地・建物などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物 売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ 税務収納課 市民税担当（内線153～155）



●家屋を取り壊した方は…年内に滅失の届け出を税務収納課に！

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋等に課税されます。しかし、家屋を取り壊しても届け出がないと把握ができないため、課税されることとなります。

登記された家屋を取り壊した場合には、年内に法務局で滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方や未登記の家屋を取り壊した方は、必ず「家屋滅失届」を税務収納課へ提出してください。

※所有者や納税義務者が変わった場合なども、ご連絡をお願いします。

■提出書類 「家屋滅失届」（税務収納課に用意・ホームページからダウンロード可能）

■提出期限 12月26日（水）

■問い合わせ・提出先 税務収納課 資産税担当（内線156～158）



市制施行64周年 — 各種表彰者のご紹介 —

市では、市制施行64周年を記念して10月7日に東京エレック トロン葦崎文化ホールで、記念式典を挙行了しました。式典では、市に功績のあった次の方々から表彰状や感謝状を贈呈しました。皆さんおめでとーございます。

◆功労表彰

保育園医 橋本 辰彦 （本町二丁目）	社会福祉事業への寄附・ 市内小中学校へ学校図書 整備資金を寄附 葦崎ライオンズクラブ 市内小学校へ 体育用品を寄贈 東京エレクトロニック ノロジイソリューションズ株式会社 幸福の小径ベンチ設置資 金を寄附・市内中学校へ 教育物品を寄贈 旭陽電気株式会社 屋内運動場の 施設改修整備費を寄附 保阪 三郎（神山町） 美術作品を寄贈 大村 智 （東京都世田谷区） 清水 ととき（藤井町） 美術館運営・美術館周辺 環境整備資金を寄附 大村 朔平 （東京都葛飾区） 愛育会会長 矢崎 清香（大草町） 市文化協合理事 作地 元子（藤井町） 齋藤 恵美子（龍岡町） 宮澤 幸子（藤井町） 今福 てる子（中田町） 葦崎大村美術館協力員 秋山 良江（内野町） 小林 千枝子（岩下）
--------------------------	---

◆感謝状

統計調査員 五味 勇 （龍岡町） 五味 高枝 （本町一丁目） 長島 睦子（藤井町） 市内小学校入学児童へ 黄色帽子を寄贈 峡北地区明るい社会を くり運動協議会 市内小学校入学児童へ 反射傘を寄贈 葦崎交通安全協会 市内林野火災における 消火作業 株式会社 島村組 信号機設置に伴う 土地の寄附 高野 豊村（上ノ山） 高野 純矢 （富士見ヶ丘二丁目） （順不同・敬称略）	小林 方子（旭町） 武井 晶子（龍岡町） 田中 康子（穴山町） 内藤 さは（内野町） 雨宮 英美子（笛吹市）
---	--

■問い合わせ

秘書人事課 秘書担当
（内線323・324）

